

平成 28 年 10 月

## 環状第8号線 環境調査（秋季）のお知らせ

東京都環境影響評価条例に基づき、開通から 10 年を経過した環状第8号線において、下記のとおり環境調査を実施しますのでお知らせします。

### 記

#### 1 調査区間

区間	調査箇所	延長
A 区間	練馬区南田中二丁目～同区高松一丁目	約 2.6km
B 区間	練馬区北町四丁目～板橋区相生町	約 2.3km

#### 2 調査期間

A 区間、B 区間ともに

平成 28 年 11 月 6 日（日）から 11 月 17 日（木）まで（準備・片付けを含む）

#### 3 調査項目

分類	調査項目	A 区間	B 区間
大気質	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )、一酸化炭素(CO)、二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	4 地点	8 地点
気象	風向・風速、気温・湿度	2 地点	2 地点

#### 4 調査会社

A 区間：株式会社才才バ

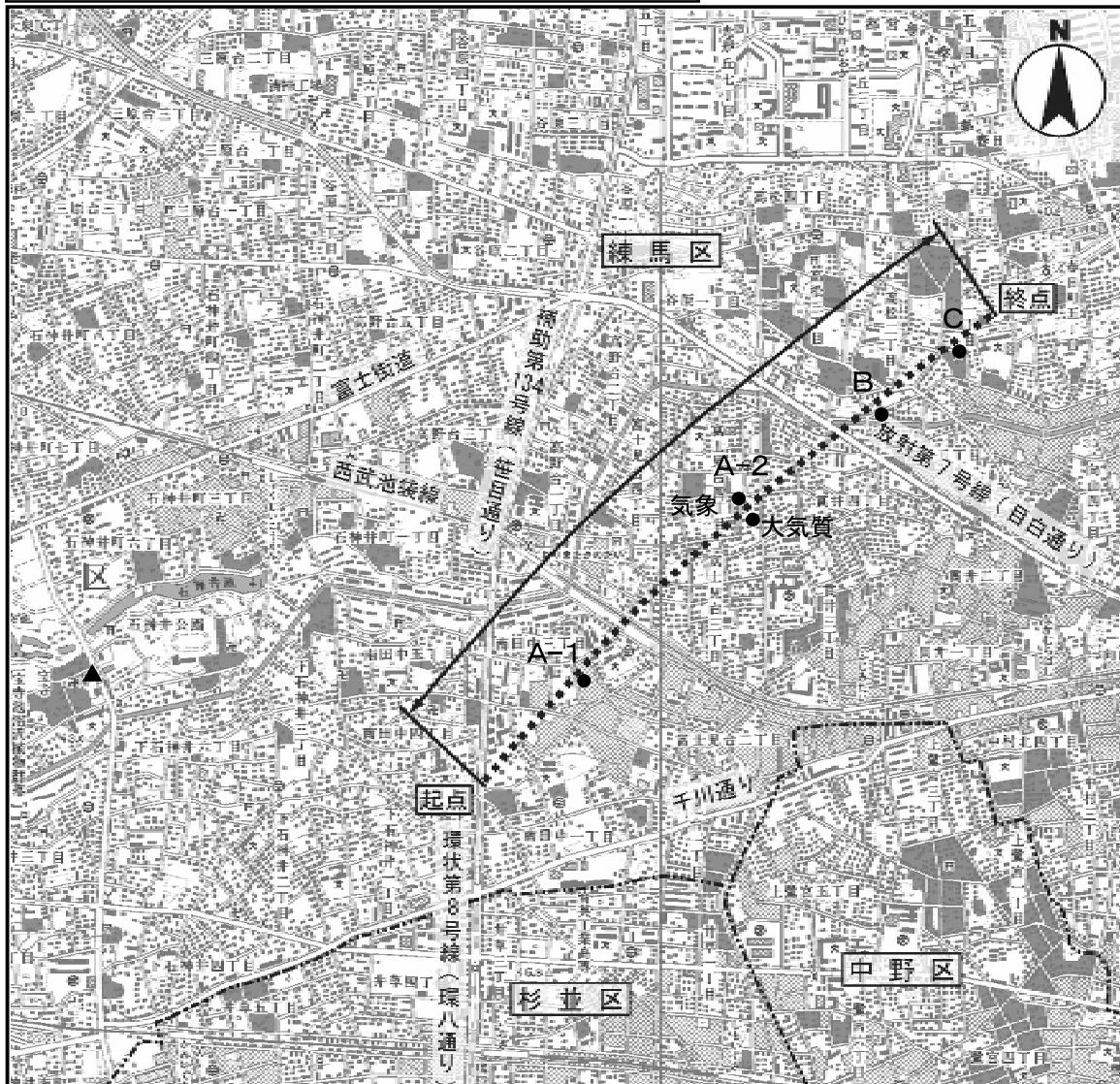
B 区間：株式会社静環検査センター

問い合わせ先

第四建設事務所工事第一課

03-5978-1728

A区間：練馬区南田中二丁目～同区高松一丁目



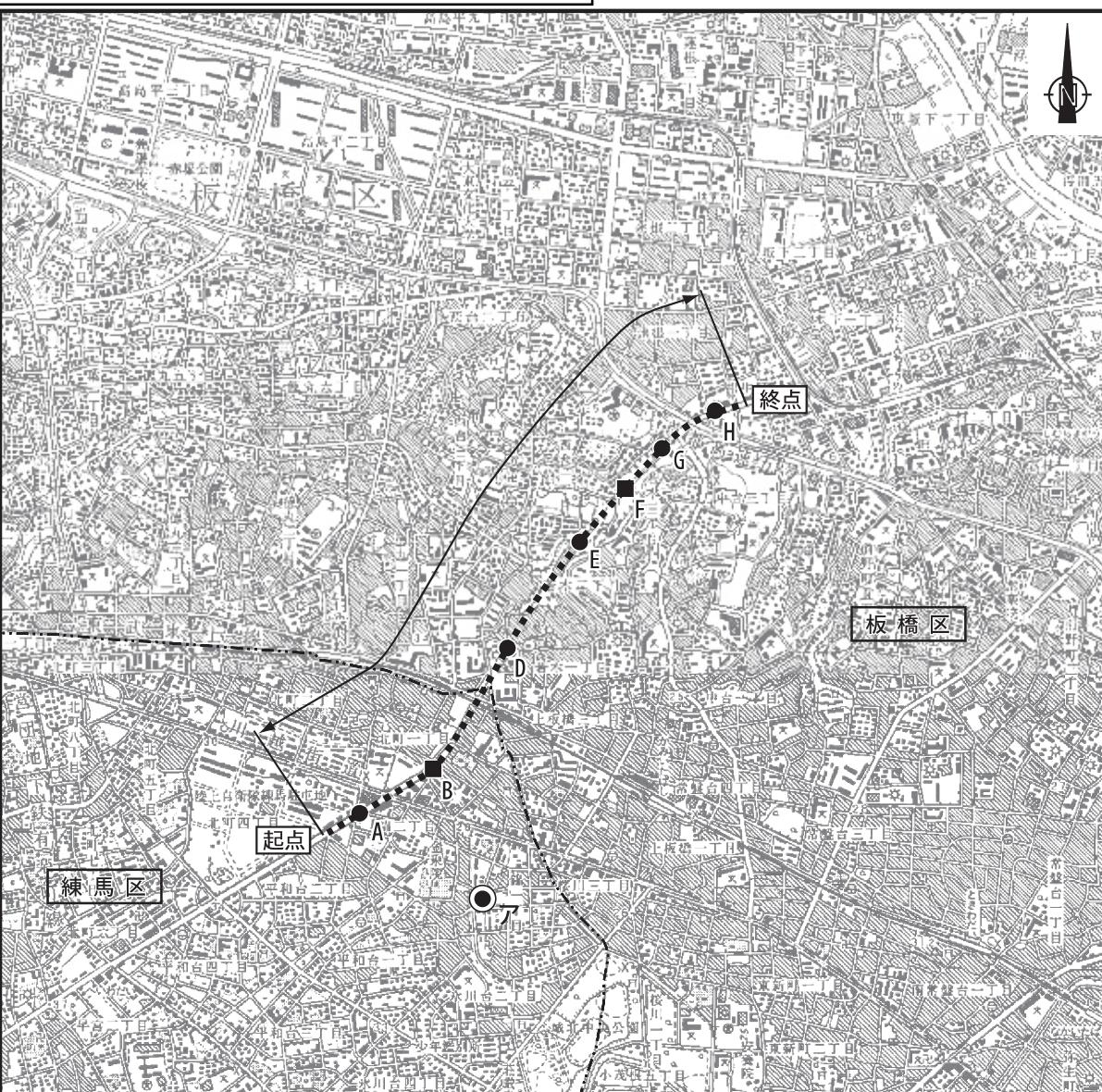
凡 例

-----	東京都の区界
·····	調査路線(環状第8号線)

記号	番号	調査項目	
		大気質	気象
●	A-1	○	
	A-2	○	○
	B	○	○
	C	○	

図名	環境調査地点位置図 (大気質・気象)	
縮 尺	縮尺 1:25,000 0 500 1000m	

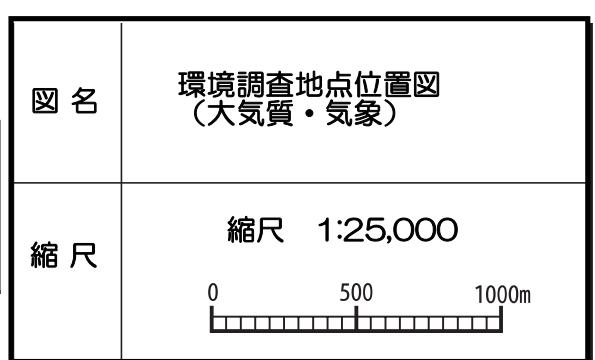
B区間：練馬区北町四丁目～板橋区相生町



凡 例		
-----	東京都の区界	
·····	調査路線(環状第8号線)	

記号	番号	調査内容	調査項目	
			大気質	気象
●	A,D,E,G,H		○	
■	B,F	道路沿道	○	○
○	ア	換気所 ※	○	

※北町若木トンネル換気所からの影響を把握するために、  
地点アにおいて大気質調査を行います。



## 環状第8号線環境調査に関する主な質問と回答

質問 1 環境調査は、どのくらいの期間で、何回実施するのか。

回答 1 環境調査のうち、大気汚染に関する調査は、夏（8月・実施済み）、秋（11月）、冬（1月）、春（3月）に各1週間の期間で4回実施します。

質問 2 騒音や振動の調査は、毎回実施するのか。

回答 2 「騒音」、「振動」及び「低周波音（低周波空気振動）」の調査は冬季（1月）の大気汚染調査時に実施します。

質問 3 大気中の PM2.5 や地盤変動は、測定しないのか。

回答 3 環境影響評価条例に基づき作成、提出した事後調査計画書（A 区間：平成 11 年 11 月、B 区間：平成 9 年 11 月）では、今回の環境調査における調査項目は、「大気汚染（大気質 [NO<sub>2</sub>、CO、SO<sub>2</sub>]、気象）」「騒音」「振動」「低周波音（低周波空気振動）」となっています。

PM2.5（微小粒子状物質）や地盤変動は調査項目となっていないため、調査を実施しません。

質問 4 北町若木トンネル換気施設の低周波音（低周波空気振動）は、測定しないのか。

回答 4 低周波音は、事後調査計画書に基づき、路線の高架部である練馬中央陸橋、練馬北町陸橋、板橋相生陸橋において調査を実施します。

北町若木トンネル換気施設における調査は、実施しません。

質問 5 調査の結果、環境基準値を超過していた場合、どのような対策を講じるのか。

回答 5 調査の結果が事前の予測と著しく異なった場合には、環状第8号線建設事業との関連を明らかにし、事業が環境に著しい影響を与えていたと判断された時には、環境保全のための措置を強化する等、適切に対処します。

質問 6 調査結果は、いつ公表されるのか。

回答 6 今年度の環境調査結果を取りまとめ、平成 29 年度に知事（東京都環境局）へ提出します。その後、都民のみなさんへ公表されます。

質問 7 具体的にどのような場所で調査するのか。

回答 7 環状第8号線の歩道植樹帯等に、大気質測定小屋（物置）を設置して調査を実施します。調査箇所周辺にお住まいの皆様には事前にお知らせします。測定小屋は調査終了後に撤去します。